（様式2）

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所管課名 | 介護支援課 | 整理番号 | 2－12 |
| 処分の種類 | 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者に対する命令 |
| 根拠法令条例等条項 | 介護保険法第76条の２第3項（命令：指定居宅サービス事業者）　　　　　　第91条の２第3項（命令：指定介護老人福祉施設）　（旧）　　第113条の２第3項（命令：指定介護療養型医療施設）　　　　　　第115条の8第3項（命令：指定介護予防サービス事業者） |
| 処分の概要 | 指定居宅サービス等の提供を行う事業者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。 |
| 処分基準（未設定の場合はその理由） | 未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）【参考】法令（別紙1）・指定居宅サービス対照表（条例・規則・要綱）・指定介護予防サービス対照表（条例・規則・要綱）・指定介護老人福祉施設対照表（条例・規則・要綱）・指定介護療養型医療施設対照表（条例・規則・要綱） |
| 基準の制定根拠 | 　－ |

（別紙１）

（勧告、命令等）

**第七十六条の二**都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

二　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

三　第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

四　第七十四条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（勧告、命令等）

**第八十三条の二**都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二　第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合　当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。

三　第八十一条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（勧告、命令等）

**第九十一条の二**都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二　第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合　当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。

三　第八十八条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（勧告、命令等）

**第百十五条の八**都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二　第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすること。

三　第百十五条の四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。